○国土交通省告示第二百五十九号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百二十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示

一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア及び一㈣ウ、一㈠ウ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。

二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠並びに一㈣ウ、オ及びキ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当該航空機が国内航空に従事する最大離陸重量が五十トン以下の航空機であるときは、当該金額に更に十分の九を乗じた金額）とする。

三　別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる航空機であって、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして指定された空港に着陸するものの着陸料の額について、別表の下欄に掲げる金額以下で別に定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、前号の規定にかかわらず、当該金額とする。

四　前三号の規定は、使用料告示一㈣ア、イ又はエに該当する場合は、適用しない。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表

航空機	期間	金額
一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客等の運営に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの（以下同じ。）に着陸する航空機で、七の項及び十三の項に掲げるもの（次項から四の項までに掲げるものを除く。）	平成十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額
二　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（四の項に掲げるものを除く。）	平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二十分の七を乗じた金額
三　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があった空港（国土交通大臣が設置し、及び管理する同法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に限る。次項において同じ。）に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において同じ。）の同月における当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
四　空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組についての届出があった空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
五　東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するもので、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。次項において同じ。）のうち事業計画（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第二項第二号又は同法第百二十九条第二項の事業計画をいう。以下同じ。）において着時刻及び出発時刻を午後十一時から午前五時までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十年十月三十一日から平成二十一年十月三十一日までの間をいう。以下同じ。）の同月における当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
六　東京国際空港に着陸する航空機のうち事業計画において着時刻を午前五時から午前三時までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間（平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の同月における当該増加分に相当するもの（当該増加分に相当するものに限る。）又は東京国際空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるもので東京空港事務所に提出した運航計画書において着時刻を午前二時から午前三時までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当する運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十七年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額
七　東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）又は東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便を除く。）に限る。）のうち事業計画において着時刻を午後十時から午前六時までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における当該航空機の一月間の運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額